



マイナンバーの利用に伴う 子育て支援課の諸手続について

マイナンバーの利用は、法令等で定められた範囲に特定されており、マイナンバーを利用して行う事務手続きでは、他人のなりすまし等を防止するため、**厳格な本人確認**を行う必要があります。

お手続きをされる皆様には、お手数をお掛けして申し訳ございませんが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

マイナンバーを確認させて
いただく事務手続き

マイナンバー利用に伴う確認書類
(申請者の身元と個人番号の確認)

事務の種別	手続きの種類
児童手当	認定請求（施設等含む） 監護・生計同一申立
こども医療費助成	助成申請（償還請求） 医療証交付申請 申請事項変更届
児童扶養手当	認定請求 額改定請求 支給停止関係届
ひとり親家庭等 医療費助成	医療証交付申請等 申請事項変更等届
母子保健関係	妊娠届出 低体重児出生届 養育医療給付申請
母子家庭等 日常生活支援	支援員派遣申請
母子家庭等自立支援 教育訓練給付金	講座指定申請 給付金支給申請
母子家庭等高等職業訓練 促進給付金	給付金支給申請

※1 身元確認の主な書類例

■①から③のいずれかで確認

- ① マイナンバーカード
- ② 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
- ③ 官公署から発行された書類、その他これに類する書類で、氏名、生年月日または住所、写真が確認できるもの

■①から③で確認できない場合、次のうち2つ以上

- ④ 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ⑤ 官公署又は個人番号利用事務実施者等から発行された書類等で、氏名、生年月日または住所が記載されたもの

※2 マイナンバー確認の主な書類例

■①から③のいずれかで確認

- ① マイナンバーカード
 - ② 通知カード
- ※記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致していない場合、個人番号確認の書類としては使用できません。
- ③ マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

マイナンバーに関する確認方法について

(1) 本人が申請する場合

本人の身元とマイナンバー（手続きによっては関係者のマイナンバー）を確認させていただきます。確認させていただく書類は、上記右側枠内の「※1」と「※2」欄をご覧ください。

(2) 本人の代理人が申請する場合

代理権の確認（委任状など）や、**代理人（委任を受けた方）の身元確認**（運転免許証など）、**本人（委任した方）のマイナンバーの確認**（マイナンバーカードの写しなど）が必要になります。

- マイナンバーに関する確認方法や各手続きに必要な書類など、詳しくはこどもみらい課にお問い合わせください。